

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和3年7月29日(2021.7.29)

【公表番号】特表2019-520135(P2019-520135A)
 【公表日】令和1年7月18日(2019.7.18)
 【年通号数】公開・登録公報2019-028
 【出願番号】特願2018-565759(P2018-565759)
 【国際特許分類】
 A 6 1 B 17/80 (2006.01)
 【FI】
 A 6 1 B 17/80

【誤訳訂正書】
 【提出日】令和3年6月15日(2021.6.15)
 【誤訳訂正1】
 【訂正対象書類名】特許請求の範囲
 【訂正対象項目名】全文
 【訂正方法】変更
 【訂正の内容】
 【特許請求の範囲】
 【請求項1】

内部骨プレート固定装置(1)であって、第1部分(23)が骨の骨端に関連するように適合され、第2部分(24)が、骨幹端に関連するように適合される、一对の部分(23、24)を備える二葉型であるか、または8の字形状を有する骨プレート(2)を備え、前記一对の部分(23、24)は、狭まった中央部分(15)によって結合され、前記一对の部分のそれぞれには、前記骨に固定するために、対応するねじを受容する、少なくとも1つの貫通孔(3、4)が形成され、前記骨プレート(2)は、略一定の厚さを有して平坦であり、互いに対向する表面(6、7)により画定され、前記対向する表面(6、7)は、互いに平行であり、前記骨プレート(2)の長手方向軸を横断する、前記対向する表面(6、7)の一方(6)にのみ形成される単一の窪み(8)を有し、前記窪み(8)は、前記骨の成長軟骨組織を受容し、前記骨プレート(2)の可撓性を実質的に変えないままとするように構成され、前記骨プレート(2)の厚さ(s)は、前記骨プレート(2)の長手方向の最大の延在部分(L)の8分の1よりも小さい、固定装置(1)。

【請求項2】
 前記厚さ(s)は、1.5~2.3mmの範囲内で選択される、請求項1記載の固定装置。

【請求項3】
 前記厚さ(s)は、2.1mmに等しく選択される、請求項2記載の固定装置。

【請求項4】
 前記窪み(8)は、アーチ型であり、結合する前記中央部分(15)に形成され、前記窪み(8)の底部における前記骨プレート(2)の厚さ(s')は、1.3~1.7mmの範囲内で選択される、請求項1記載の固定装置。

【請求項5】
 前記窪み(8)の底部における前記骨プレート(2)の厚さ(s')は、1.5mmに等しく選択される、請求項4記載の固定装置。

【請求項6】

前記骨プレート(2)は、二葉型、かつ、略8の字型である、請求項1記載の固定装置。

【請求項7】

前記骨プレート(2)を一時的に固定するためのガイドケーブルを受容するために、前記骨プレート(2)を貫通する第3の孔(9)を、結合する前記中央部分(15)に少なくとも備える、請求項1記載の固定装置。

【請求項8】

前記孔(3、4)のそれぞれは、前記窪み(8)とは反対の前記表面(7)に、固定ねじ(5)の頭部(10)を傾斜して収納するための、カップ状の受座(12)へのアクセスを提供する円形開口部(11)を提供する、請求項1記載の固定装置。

【請求項9】

前記カップ状の受座(12)の底部に、円筒形の孔(22)が開口し、前記固定ねじ(5)のステム(18)を受容するように設計され、前記カップ状の受座(12)内および前記円筒形の孔(22)内でテーパ状である少なくとも1つの溝部(14)が、前記骨プレート(2)の少なくとも1つの先端部(20、21)へと向かって前記カップ状の受座(12)の底部に設けられる、請求項8記載の固定装置。

【請求項10】

前記溝部(14)は、前記円筒形の孔(22)の軸に対して傾斜している軸を有する円筒形または円錐形の孔である、請求項9記載の固定装置。

【請求項11】

前記骨プレート(2)は、丸くなった上部および下部周縁部(15)を有する、請求項1記載の固定装置。

【請求項12】

前記カップ状の受座(12)は、前記固定ねじ(5)の対応する頭部(10)を、前記貫通孔(3、4)の軸(Y)に沿って、または前記軸(Y)に対して、所定の角度()、傾斜して受容する、請求項8記載の固定装置。

【請求項13】

前記ねじ(5)が、その軸(Z)が孔(3、4)の前記軸(Y)に対して傾斜した状態で挿入されると、ねじ(5)の頭部(10)の少なくとも上縁部が、前記円形開口部(11)の下方の前記カップ状の受座(12)内に収納される、請求項12記載の固定装置。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0001

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0001】

本発明は、軟組織による被覆が乏しい解剖学的領域における接合の手段として使用するための内部プレート固定装置に関し、骨に固定するためのねじを受容するために、少なくとも一対の貫通孔が設けられた骨プレートを備えたタイプである。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0002

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0002】

本発明は、限定されないが、骨折接合の治療または骨の変形の治療の患者に対する耐久性を向上させることを意図した内部プレート固定装置に関し、軟組織による被覆の乏しい解剖学的領域の骨端における、そのようなプレートの皮下への適用を提供する。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0018

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0018】

本発明の根本的な技術的課題は、軟組織による被覆の乏しい解剖学的領域に適用された場合のそのような装置の耐久性を向上させるためであり、成長軟骨組織による横方向の圧縮を回避するような構造のおよび機能的特性を特徴とする、プレートおよびねじで構成される接合の手段を考案することである。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0019

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0019】

本発明の付加的な目的は、その移植段階の全期間のある程度の強度を保証する、単純かつ経済的な構造を備える固定装置を提供することである。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0020

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0020】

本発明の付加的な目的は、対応するプレートが筋層または軟組織による被覆が乏しい骨端に位置する場合でさえも、骨固定ねじの頭部の起こりうる突出を患者に対しより許容できるものにするすることである。

【誤訳訂正7】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0024

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0024】

この解決案に基づき、技術的課題は、軟組織による被覆が乏しい解剖学的領域または骨端における接合の手段として使用するための内部骨プレート固定装置であって、一对の部分を備えた二葉型の、または8の字形状を有する骨プレートを備えるタイプであり、前記一对の部分は、骨の骨端および骨幹端それぞれに関連するように適合され、狭まった中央部分によって結合され、前記一对の部分のそれぞれには、前記骨に固定するための対応するねじを受容する、少なくとも1つの貫通孔が形成され、前記骨プレートは、大体一定の厚さを有して平坦であり、互いに対向する表面により画定され、前記骨プレートの長手方向軸を横断する、前記表面の一方にのみ形成される単一の凹部または窪みと平行であり、前記プレートの厚さは、その長手方向の最大の延在部分(L)の8分の1よりも小さい、固定装置により解決される。